

告 示

埼玉県告示第四百二号

理容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十三号）第七条及び美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号）第七条の規定による出張理美容師衛生講習として次のとおり指定した。

令和七年五月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 講習の主催者

埼玉県知事 大野 元裕

二 講習の実施方法及び日程

イ オンデマンド配信での実施

令和七年八月一日から同月三十日までの間に講習動画を視聴する。なお、講習動画視聴のページについては、別途埼玉県生活衛生課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/6hou/jourei-kaisei.html>）に掲載する。

ロ 会場配信での実施

（一） 令和七年十月九日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁第二庁舎

（二） 令和七年十月十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁第二庁舎